

一般社団法人 都城青年会議所 役員選任の方法に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人都城青年会議所（以下「この法人」という。）の役員選任に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(役員選任の定時総会)

第2条 この法人の役員は、7月又は8月に開催する定時総会において翌事業年度の役員予定者を選任し、これを決定する。

(投票日)

第3条 投票日は理事会において決定し、総会において承認を得なければならない。

第2章 選挙管理委員会

(設置)

第4条 役員選挙に関する事務を管理するため、選挙管理委員会を置く。

(選挙管理委員長)

第5条 総務担当委員会は、選挙に係る定時総会の1か月前までに理事会の同意を得て、特別会員のうちから選挙管理委員長1名を任命し、選挙に関する事務を委嘱する。

2 選挙管理委員長は、会務を総理し、選挙管理委員会を代表する。

3 選挙管理委員長は、理事会に出席して理事の選出に関する事務について意見を述べることができる。

(組織)

第6条 選挙管理委員長は、特別会員のうちから速やかに選挙管理委員を任命し、選挙管理委員会を組織する。

2 選挙管理委員長に事故があるとき又は選挙管理委員長が欠けたときは、選挙管理委員会があらかじめ定めた委員が選挙管理委員長の職務を代行する。

(通知)

第7条 選挙に関する通知は、すべて選挙管理委員長の名をもって文書で通知する。

(秘密保持)

第8条 選挙管理委員会は、理事の選出に関する事項について秘密を保持しなければならない。

(任期)

第9条 選挙管理委員長及び選挙管理委員の任期は、それぞれ任命された日から当該事業年度の終了する日までとする。

(補佐)

第10条 総務担当委員会は、選挙管理委員会の所掌事務を補佐する。

第3章 選挙権及び被選挙資格

(理事の選挙権)

第11条 理事の選挙権は、役員選任に係る定時総会の前月末日までに正会員の資格を有する者が行使できる。ただし、入会金及び会費を納入していない者はこの限りでない。

(理事の被選挙資格等)

第12条 理事の被選挙資格は、役員選任に係る定時総会の前月末日までに入会金及び会費を納入している正会員とする。

2 翌事業年度に特別会員、直前理事長又は監事となる予定の者は、理事の被選挙資格を有しない。

3 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める役職の被選挙資格を有しない。

- | | |
|---------------------------------|-----------------------------|
| (1) 副理事長の経験がない者 | 理事長 |
| (2) 翌事業年度の理事長に選出された者又は理事の経験がない者 | 副理事長 |
| (3) 翌事業年度の理事長又は副理事長に選出された者 | 理事長及び副理事長以外の理事（以下「平理事」という。） |

(就任の制限)

第13条 役員に3年連続して就くことはできない。ただし、翌事業年度に理事長若しくは副理事長に選定される予定の理事又は監事はこの限りでない。

2 理事長の再任は妨げない。

第4章 役員を選出、選任等

第1節 理事長候補者の推薦

(理事長候補者の推薦)

第14条 各委員会は、理事長の被選挙資格を有する者のうちから翌事業年度の理事長候補者をそれぞれ1名推薦する。

2 各委員会は、選挙管理委員会に対し、それぞれ前項の理事長候補者を記載した推薦状を、役員選任に係る定時総会の25日前までに提出しなければならない。

3 スタッフが翌事業年度の理事長候補者を推薦する場合は、前2項の規定を準用する。

(被推薦者名簿の公示)

第15条 選挙管理委員長は、理事長被推薦者名簿を作成し、選挙に係る定時総会の20日前までにこの法人の主たる事務所に公示しなければならない。

(意見書等の提出)

第16条 理事長被推薦者は、選挙管理委員会に対し、意見書及び副理事長及び平理事の員数を記載した書面を、役員選任に係る定時総会の15日前までに提出しなければならない。

2 前項の意見書等を提出しない理事長被推薦者は、推薦を辞退したものとみなす。

第2節 理事の選出

(理事の選出)

第17条 翌事業年度の理事長は、理事長被推薦者のうちから正会員の直接選挙により選出する。

2 翌事業年度の副理事長及び平理事は、それぞれ被選挙資格を有する者のうちから正会員の直接選挙により選出する。

(選出の順)

第18条 理事の選出は、理事長、副理事長及び平理事の順で行うものとする。

(入退室の禁止)

第19条 定足数を確認した後の入退室は禁止する。ただし、選挙管理委員長がやむを得ない事由があると認めた場合は、この限りでない。

(投票)

第20条 理事長の選出に係る投票は、選挙管理委員会の定める用紙に単記及び無記名の方法で行う。ただし、理事長被推薦者が1名の場合には、当該被推薦者を当選者とし、投票は行わない。

2 副理事長及び平理事の選出に係る投票は、選挙管理委員会の定める用紙に単記、連記及び無記名の方法で行う。

(投票権委任の禁止)

第21条 定款第25条第1項ただし書きに定める役員選任に関する議決権行使の委任の範囲は、役員選任に係る議決権の代理行使に限るものとし、理事の選出に係る投票権の代理行使は認めないものとする。

(不在者投票)

第22条 やむを得ない事由のために投票日に投票できない正会員は、選挙管理委員会の定める方法により不在者投票を行うことができる。

2 不在者投票の際、理事長被推薦者が2名以上存在し、かつ、

これらの理事長被推薦者が選挙管理委員会に対して提出した副理事長及び平理事の員数が異なる場合には、副理事長及び平理事についてそれぞれ最も多い員数を選出するものとする。

3 前項の投票は、単記、連記、無記名及び1枚目から優先順に従い記載する方法により行うものとする。

4 役員選任に係る定時総会により選出された翌事業年度の理事長予定者が定めた副理事長及び平理事の員数と不在者投票において選出されたそれらの員数との間に差が生じた場合には、当該差票について無効とする。

第3節 開票等

(開票)

第23条 開票は、選挙管理委員会が行うものとする。

(無効票)

第24条 次の各号に定める投票は、無効とする。

- (1) 選挙管理委員会の定める投票用紙を用いないもの
- (2) 連記数が理事の定数を超えるもの
- (3) 投票者の意思が明確でないもの
- (4) その他この規程に反するもの

(当選者)

第25条 理事の選挙は、得票数の上位者より順次当選者とする。

2 翌事業年度の理事長予定者が定めた副理事長及び平理事の員数のうち、得票数が同数の最下位となる者が複数存在する場合には、当該最下位者に限り再選挙を行うものとする。再選挙の結果、再び同数の場合には、総会の承認を経て、理事会において当選者を決定し、総会に報告するものとする。

3 当選した理事のうちいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係がある者の合計数が理事定数の3分の1を超えて含まれる場合には、特別の関係がある者のうち得票数の上位者より順次当選者とし、3分の1を超える下位者の選出を無効とする。この場合、特別の関係がある者を除き、順次繰り上がるものとする。

第4節 理事の選任等

(理事の選任)

第26条 翌事業年度の理事は、総会の決議によって正会員の直接選挙により選出された正会員のうちから選任する。

(代表理事等の選定)

第27条 代表理事及び業務執行理事は、理事会において選定す

る。

2 前項の選定にあたっては、正会員による直接選挙の結果を最大限考慮するよう努めるものとする。

3 翌事業年度の専務理事となる業務執行理事は、翌事業年度の理事長予定者が直接選挙により選出された平理事のうちから指名し、理事会の承認を経て選定する。

(理事の公示)

第28条 選挙管理委員会は、翌事業年度の理事が選任された日の翌日に、当該理事の氏名をこの法人の主たる事務所に公示しなければならない。

第5節 監事の選任等

(監事の推薦)

第29条 理事長は、役員選任に係る定時総会の前月末日までに会費を納入している正会員又は特別会員のうちから翌事業年度の監事候補者を推薦しなければならない。ただし、次の各号に定める者を推薦することはできない。

- (1) 翌事業年度に直前理事長に就任する予定の者
- (2) 理事の経験を有しない者

2 理事長は、不在者投票の開始日の前日までに、選挙管理委員会に対し、監事候補者を記載した推薦状を提出しなければならない。

3 選挙管理委員会は、前項の推薦状をこの法人の主たる事務所に公示しなければならない。

(監事の選任)

第30条 翌事業年度の監事は、翌事業年度の理事を選出する選挙の前に、総会の決議によって監事被推薦者のうちから選任する。

第5章 欠員の補充

(役員予定者の補充)

第31条 当該事業年度において次の各号に掲げる理事予定者に欠員が生じた場合には、理事長は、選挙管理委員長の同意を得て、当該各号に定める者のうちから推薦し、理事会の承認を経て欠員を補充しなければならない。当該補充により他の被選出者に欠員が生じた場合も同様とする。

- (1) 翌事業年度の理事長 翌事業年度の副理事長被選出者
被選出者 者
- (2) 翌事業年度の副理事 翌事業年度の平理事被選出者
長被選出者

(3) 翌事業年度の平理事 次点以降の平理事の被選出者
被選出者

2 監事予定者に欠員が生じた場合には、理事長が第29条第1項に定める者のうちから推薦し、当該事業年度の総会の決議によって選任する。

3 前2項の定めは、委員会配属が決定した後であっても同様とする。

(任期中の補充)

第32条 次の各号に掲げる任期中の理事に欠員が生じた場合には、当該各号に定める方法に従い、理事会の承認を経て欠員を補充することができる。

- (1) 理事長 副理事長のうちから代表理事として選定する。
- (2) 副理事長 平理事のうちから業務執行理事として選定する。
- (3) 平理事 平理事として選出された次点以降の者のうちから順次選出する。

2 任期中の監事に欠員が生じた場合には、前条第2項の定めによる。

3 補欠選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員に欠員が生じた場合であっても、定款第27条第1項に定める員数を欠くに至らないときは、後任者を選任しないことができる。

第6章 出向者の承認

(出向者)

第33条 正会員又は特別会員が日本青年会議所の役員又は委員の候補者として出向するときには、理事会及び総会において承認を経なければならない。

附 則 (平成30年12月4日改正)

この規程は、総会の承認を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第29条第1項第4号に定める公益認定の取消しの処分を受けた日から施行する。

総会承認日 平成30年6月28日
取消処分日 平成30年12月 日